

江別市消防長告示第3号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条第2項第2号の規定に基づき、消防長が指定する防火対象物を下記のとおり告示する。

令和3年3月31日

江別市消防長 内山洋

消防法施行令（以下「令」という。）第36条第2項第2号の規定に基づき、消防長が指定する防火対象物は、次に掲げるものとする。

令第36条第2項第2号の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、令別表第1、(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。